

令和6年 春の全国交通安全運動実施要綱

《実施期間》 令和6年4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間

《目的》 市民一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る。

《スローガン》 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
 - 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - 4 交差点の交通事故防止

《統一主要行事》

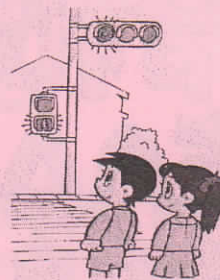
行事名	実施日	内 容
運動事前広報 街頭指導の日	4月5日 (金)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
通学路安全対策 強化の日	4月8日 (月)	通学路等において新入園児・新入学児童生徒等を交通事故から守るとともに、街頭において通学路等の安全確保に関する広報を実施する。
交通事故死ゼロ を目指す日	4月10日 (水)	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせ、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を広く市民に呼び掛け、交通安全意識の向上を図る。

沼津市交通安全対策協議会

運動の重点

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

- 1 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保
 - (1) こどもが日常的に利用する道路等における見守り活動等の推進
 - (2) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - (3) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- 2 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - (1) 歩行者に対する横断歩道を渡ること等の基本的なルールの周知
 - (2) 歩行中児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の推進
 - (3) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解するための交通安全教育等の推進
 - (4) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進



歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- 1 運転者の歩行者優先意識の徹底
 - (1) 交通ルールの遵守と「思いやり」を持った交通マナーの呼び掛け
 - (2) 横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
 - (3) 運転者に対する歩行者優先の徹底を始めとする交通安全教育の推進
 - (4) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 2 飲酒運転の根絶
「飲酒運転を絶対にしない、させない」環境づくりの徹底
- 3 妨害運転等の防止
妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- 4 高齢運転者の交通事故防止
 - (1) 高齢運転者に対する身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育の推進
 - (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発
 - (3) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底



自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- 1 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
 - (1) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進
 - (2) 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
 - (3) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
 - (4) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- 2 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - (1) 「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法の遵守徹底を促す取組の推進
 - (2) 基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 3 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底



交差点の交通事故防止

- 1 各種広報媒体を利用した啓発活動
- 2 のぼり旗を利用した啓発キャンペーンの実施
- 3 街頭指導・広報による安全確保

沼津市実施計画

実施日	行事名	実施内容	実施団体
4月5日 (金)	運動事前広報 街頭指導の日	時間:7:20~8:00 場所:大手町交差点周辺 集合:中央公園 内容:本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、市民の交通安全に対する意識を高める。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津地区安全運転管理協会 沼津地区警友会 沼津市自治会交通安全会連合会 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
4月8日 (月)	通学路安全対策 強化の日	時間:7:20~8:00 場所:杉崎町交差点周辺 内容:通学路等において新入学児童生徒を交通事故から守るとともに、街頭において通学路等の安全確保に関する広報を実施する。	沼津市交通安全対策協議会 静岡県交通安全協会沼津地区支部 沼津市自治会交通安全会連合会 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
4月10日 (水)	交通事故死ゼロを 目指す日	時間:17:00~17:40 場所:あまねガード南交差点周辺 内容:ドライバー及び歩行者に対して、交通ルールやマナーの遵守徹底の呼びかけ指導を行うことにより、交通事故防止を図る。	沼津市交通安全対策協議会 静岡県交通安全協会沼津地区支部 沼津市自治会交通安全会連合会 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
運動期間中	沼津市自治会交通安全 会連合会の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした交通安全運動の実施 ・通学路・危険箇所での交通安全街頭指導 ・各自治会での有線放送等での交通安全広報 ・地域の交通安全施設の点検 	

その他の取り組み

4月5日 (金)	入学おめでとうキャンペーン (大岡小)	市内小学校1校の新入学児童に対し、横断歩道の歩行指導を通して、通学時の安全確認方法等を伝える。
-------------	---------------------	---

教えて！交通安全

～自転車利用時のルールについて～

自転車は誰でも利用できる便利な乗り物ですが、ルールを守らないと人を傷つけるものになってしまいます。“自転車安全利用五則”を遵守して安全に利用しましょう。

また、自転車事故で亡くなった方の約7割が頭部に致命傷を負っています。大切な命を守るためヘルメットを着用しましょう。

自転車利用者だけでなく、車に乗る方も自転車の横を走行するときは、十分な距離を取り、思いやり運転に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

令和5年4月1日より

ヘルメット着用努力義務化！！

